

農林水産業の振興と環太平洋連携協定（ＴＰＰ）をはじめとする貿易自由化交渉への対応について

現在の日本の農林水産業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進展、生産物価格の低迷や輸入農林水産物との競合、原油価格の影響等を背景とする生産資材の高騰に加え、環太平洋連携協定（ＴＰＰ）の交渉の進展、日豪経済連携協定（日豪ＥＰＡ）の発効、多様な枠組みによる経済連携協定（ＥＰＡ）・自由貿易協定（ＦＴＡ）の進展等による畜産分野をはじめとする関税率の削減など、非常に厳しい環境にある。

一方、国民からは、食料自給率の向上、安全・安心な農林水産物の供給、農山漁村が有する国土保全への貢献や美しい景観・伝統文化の継承など多面的機能に対する期待が着実に高まりつつあり、更には、急速な国際的食市場の拡大や国内のライフスタイルの変化などに、一層の対応が要請される状況にある。

このような中、新たな「食料・農業・農村基本計画」が平成２７年３月３１日に閣議決定され、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として食料・農業・農村政策の改革を確実に推進していく方針が示されたところである。

また、生産現場を強化するため、農地中間管理機構を通じた農地の集約、経営所得安定対策や米の生産調整の見直し、「多面的機能の維持・発揮」に向けた日本型直接支払制度の創設など、一連の農政改革関連施策が平成２６年度から本格的に実施されているところである。

ついては、次の事項について強く要請する。

１ 地域の実情を踏まえた「攻めの農林水産業」の展開

中国地方では、生産基盤や生産物流通・資材調達のコストなどにおいて、条件不利な農山漁村を数多く抱えている。

こうした地域では、地域資源や地域の特色を活かした農林水産物の供給等を通じ、不利な条件を克服する努力をしてきたところである。

ついては、農林水産業の競争力強化に向けた「攻めの農林水産業」において、こうした地域の特色ある取組が将来に渡って持続的に発展していけるよう、国の責任において、地域の実情に応じた担い手育成や産地形成などの総合的な施策展開が可能となるような対策を講ずるとともに、必要な

財源の確保を図ること。

2 環太平洋連携協定（ＴＰＰ）等貿易自由化交渉への対応

- (1) 環太平洋連携協定（ＴＰＰ）をはじめとする経済連携協定（ＥＰＡ）・自由貿易協定（ＦＴＡ）の交渉に当たっては、地域経済の活性化につながるものにするとともに、我が国の食料安全保障や農林水産業に悪影響を及ぼさないよう十分に配慮すること。
- (2) ＴＰＰ協定参加の可否については、都道府県、市町村、関係団体など地方の意見を十分に聴き、国民合意を得た上で判断すること。交渉に当たり、特に影響が大きい農林水産業については、将来にわたって持続的に発展していけるよう全力を尽くすこと。
- (3) 現在交渉中の環太平洋連携協定（ＴＰＰ）や平成２７年１月に発効した日豪ＥＰＡにおいて大きな影響を受ける畜産部門において、肉用牛肥育経営安定対策事業をはじめとした酪農・肉用牛等の適切な価格安定対策や生産条件の不利な中山間地域でも取り組むことができる国産飼料の生産対策の強化など、地域の実情に応じた具体的な対策を講じること。

3 水田フル活用の推進と米政策の見直し

- (1) 中国地方では、中山間地域等の条件不利地域が多く、経営基盤も脆弱であり、こうした地域においても、地域の特性や実情に応じた作物の生産振興や産地育成・経営の複合化が図られ、担い手が将来に展望を持って意欲的に経営が行えるよう、「水田活用の直接支払交付金」の財源を安定的に確保し、特に非主食用米の柱となる飼料用米に対する現行の支援水準を維持するとともに、「産地交付金」の設定に関する地域の裁量を一層高めるなど、交付金制度の充実を図ること。
- (2) 米政策の見直しに当たっては、具体的な工程や方策を明らかにし、国の責務として実効性のある需給調整の仕組みを構築するとともに、農業経営者の経営判断に必要なきめ細かな価格、在庫等の情報提供を行うこと。また、新たに検討されている収入保険については、地域の実態を踏まえたセーフティーネットとなるよう万全な制度を構築すること。

4 日本型直接支払制度の推進

日本型直接支払制度の運用について、地元要望に応じた予算確保を図るとともに、地域住民や自治体の事務負担が少なく、取り組みやすい制度とすること。

5 農地中間管理機構の事業推進について

農地中間管理機構について、担い手への農地集積と集約化など農用地の利用の効率化及び高度化が促進されるよう、引き続き十分な予算を確保するとともに、都道府県や市町村など、関係機関の実情を踏まえた有効な仕組みとなるよう必要に応じて改善を行うこと。

また、地域の実情に応じた農地利用の効率化等が促進されるよう、制度の運営に係る国の都道府県に対する関与は最小限とすること。

6 農業に関する制度改革について

農業協同組合や農業会議のあり方の抜本的見直しなど、今通常国会に関係法の改正案が提出されている農業改革について、これらの組織が地域で果たしている役割などの実態を十分に把握し、農業者や農業団体、地域住民など現場の意見を踏まえ、現場に即した改革になるよう配慮すること。

また、農業委員会や農業会議から移行する県農業委員会ネットワークの運営費について必要な財源を確保するなど、これらの組織の運営に支障が生じないようにすること。

7 林業・木材産業の成長産業化

地域の創意工夫のもと、木材の生産、流通・加工、利用対策に中期的かつ総合的に取り組み、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、森林整備加速化・林業再生交付金の恒久化を図る等、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、必要な財源を確保すること。

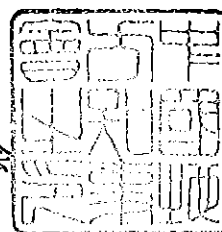
また、森林資源の持続的な利用と森林所有者等の負担軽減のため、造林補助制度の抜本的見直しや総額の確保を図るとともに、林道等の路網の整備や維持・管理に必要な予算を確保すること。

8 重大な動物感染症（鳥インフルエンザ及び口蹄疫等）に関する広域防疫の体制整備について

各県が鳥インフルエンザや口蹄疫等の感染症発生に備えた体制を整備しているが、防疫措置には大量の資材が必要であり、1県のみでの備蓄は非効率であるため、中国各県での県間協力による備蓄と円滑な相互利用体制の構築が必要である。家畜の死体等の迅速な処分に有用な移動式焼却炉やレンダリング装置等の機材を地域が活用しやすい台数及び配置となるよう、国において早期に整備すること。

平成27年5月19日

中国地方知事会



鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政